

給与所得課税の日米間比較

1 平成18年度税制改正大綱における 役員給与の見直し

平成17年12月に政府与党が作成した平成18年度税制改正大綱によれば、法人の支給する役員の給与について次のような見直しが行われている。

同族会社の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が、発行済株式の総数の90%以上の数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占める場合等には、その業務を主宰する役員に対して支給する給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は損金の額に算入しない、というものである。なお、この措置については一定の要件を満たす場合は、適用除外となる。

我が国の法人数（平成15年6月末の統計）は、普通法人が約280万社、協同組合等が5万3000、公益法人が約3万である。この普通法人の組織別構成では、有限会社が約56%、株式会社が約41%という比率で、資本金1億円超の法人数は約4万社である。また、平成15年分確定申告における個人事業者数は193万人である。

今回の改正は、適用除外要件が定められていることから、法人所得をその個人株主段階で課税する方法ではなく、節税目的で法人を設立して役員報酬の給与所得控除額分の節税を図ることを防止するための措置といえる。

一般に、個人事業者が法人を設立するという法人成りにおける税務上のメリットの一つは、個人事業では事業主の生活費等の引き出し額が必要経費とはならないが、法人では、社長の給与である役員報酬が課税所得計算上損金算入でき、かつ、個人の給与所得課税において給与所得控除が認められることである。そして、社宅等に関して法定家賃という納税者に有利な経済的利益の計算方法があること等、米国にはない制度が日本にはあることになる。

今回の改正は、法人税における役員報酬の損金算入の問題であるが、間接的に、給与所得控除とは何かという問題も含んでいることから、本稿は、これを機に、以下では、給与所得課税について日米間の比較を行うこととする。

2 米国の給与所得課税

我が国の給与所得課税は、①源泉徴収制度、②年末調整、③給与所得控除、④社宅等の経済的利益の課税等の特徴を挙げることができる。

(1) 源泉徴収制度と申告

米国の給与所得課税では、前記①に掲げた源泉徴収制度のみが日本と共通ということになる。日本では、源泉徴収義務者の年末調整により給与所得者の約90%以上がその適用を受けているが、米国は、この制度がなく確定申告により年税額を調整することになる。したがって、前記②の年末調整は米国にないことになる。しかし、

Topics of International Taxation

米国における会社員による給与所得の申告はその多くが還付となるようである。米国では、電子申告を行うと、この還付が一般の方法による申告よりも早まるといわれている。

(2) 給与所得控除

米国の個人所得税確定申告書 (Form1040) の所得計算では、申告書上の総所得の欄に給与収入の額を記入することから、我が国の給与所得控除に該当する所得計算を行うことはない。個人年金の掛金、離婚手当等、転勤費用等は所得の調整控除項目として控除される。2005年分の確定申告書ではこの調整控除項目は13項目である。

また、医療費、寄附金等は控除の標準額 (Standard Deduction) 又は項目別実額控除 (Itemized Deductions) のいずれかを控除することができる。これは、我が国における所得控除と類似するもので、この他に人的控除を差し引いて課税所得が算定される。したがって、米国には前記③に掲げた我が国の給与所得控除に相当するものはないことになる。

米国における項目別実額控除に掲げられている項目は (2005年分申告用紙)、医療費控除、租税 (地方税の所得税、一般売上税、固定資産税、動産税等)、住宅ローン等の利子、寄附・慈善等への支出、災害等の雑損控除、職業上の費用 (業務上の旅費、組合費、職業教育) のうち雇用者より補填を受けなかった額、申告書作成費用、その他の控除が印字されている。前述のように、この内容は、日本の所得税計算における所得控除と類似する項目もあるが、職業上の費用で自己負担分も対象になっていることから、我が国の所得控除と多少異なる部分もある。

(3) 社宅等の経済的利益の課税

日本では、社宅等に関して法定家賃という実際の家賃の時価よりも低額な金額を徴収することによる課税が定められている。これに対して、米国では、借上社宅又は自社所有の社宅、いずれの場合であっても、基本的に時価相当額が給与所得として課税となる (KPMG LLP編『新Q&A アメリカの税金百科』有斐閣、248頁)。

また、日本では新幹線通勤を認めていることから、一定の金額の通勤費を非課税としているが、米国の考え方は、会社の入り口までは業務ではないということが基本といわれている。したがって、米国では、通勤手当を支給した場合、基本的に課税となる。

3 給与所得控除制度

我が国の給与所得控除制度は、大正2年の所得税法改正により創設され、昭和15年改正により勤労所得控除が廃止されたが、昭和22年に復活して現在に至っている。その趣旨は、給与所得が事業所得、資産所得よりも担税力が弱いこと等を考慮したものであるが、冒頭の平成18年度改正等を踏まえて、今後、給与所得控除制度の意義を考える必要が生じるであろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好